(5) 放射線遮蔽体の構造
(6) その他の主要な事項
ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備
(1) 核燃料物質取扱設備の構造
(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力
ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備
(1) 一次冷却設備
(i) 冷却材の種類
(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
(iii) 冷却材の温度及び圧力
(2) 二次冷却設備
(i) 冷却材の種類
(ii) 主要な機器の個数及び構造
(3) 非常用冷却設備
(i) 冷却材の種類
(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
(4) その他の主要な事項
ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備
(1) 計装
(i) 核計装の種類
(ii) その他の主要な計装の種類
(2) 安全保護回路
(i) 原子炉停止回路の種類
(ii) その他の主要な安全保護回路の種類
(3) 制御設備
(i) 制御材の個数及び構造
(ii) 制御材駆動設備の個数及び構造
(iii) 反応度制御能力
(4) 非常用制御設備
(i) 制御材の個数及び構造
(ii) 主要な機器の個数及び構造
(iii) 反応度制御能力
(5) その他の主要な事項
ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
(1) 気体廃棄物の廃棄施設
(i) 構造
(ii) 廃棄物の処理能力
(iii) 排気口の位置
(2) 液体廃棄物の廃棄設備
(i) 構造
(ii) 廃棄物の処理能力
(iii) 排水口の位置
(3) 固体廃棄物の廃棄設備
(i) 構造
(ii) 廃棄物の処理能力
チ 放射線管理施設の構造及び設備
(1) 屋内管理用の主要な設備の種類
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類
リ 原子炉格納施設の構造及び設備
(1) 構造
(2) 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
(3) その他の主要な事項
ヌ その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備
(1) 非常用電源設備の構造
(2) 主要な実験設備の構造
(3) その他の主要な事項

第一条の三第一項第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第十号中「事故」の下に「（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。）」を加え、同条第三項中「一通及び副本三通」を「及び写し各一通」に改める。

第二条第三項中「一通及び副本三通」を「及び写し各一通」に改める。

第三条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項
イ 品質保証の実施に係る組織
ロ 保安活動の計画
ハ 保安活動の実施
ニ 保安活動の評価
ホ 保安活動の改善

第三条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

第三条の二第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　変更に係る前条第一項第四号の設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

第三条の二第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第二十七条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第三条の三第三項中「及び副本一通」を削る。

第三条の五を次のように改める。

第三条の五　削除

第三条の十一第四項中「及び副本各一通」を「一通」に改める。

第三条の十五第三項中「及び副本一通」を削る。

第三条の十七を削る。